

随意契約結果一覧

所属(課名) 資産税課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
H30年度固定資産関係電子計算システム業務委託	平成30年 4月 1日	株式会社松阪電子計算センター	7,560,000	7,560,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号 ・現在稼働している各業務内のデータについては、全て松阪市のものですが、システムのアプリケーション部分は株式会社松阪電子計算センターに著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が業務に即したカスタマイズをしたうえで、現在運営していますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密接な部署であるため、過去の経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存ソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に委託したいことと、この業務を毎年入札により業者決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じるためです。	○	
平成30年度当初賦課業務委託	平成30年 4月 1日	株式会社松阪電子計算センター	15,802,560	15,802,560	当該業者に関しては、既に国民健康保険、後期高齢者医療業務、固定資産税、市民税、収納及び介護保険の業務を始め、当市において数多くの実績があり各種のノウハウや守秘義務においても充分信頼できるものと考えます。	○	

<p>平成30年度松阪市地番図・家屋図修正業務委託</p>	<p>平成30年 5月 11日</p>	<p>株式会社 パスコ 三重支店</p>	<p>4,990,680</p>	<p>4,990,680</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>・松阪市地番図・家屋図については、株式会社パスコと契約し平成4年から平成7年にかけて松阪市基本図をもとに新規作成、平成5年から毎年修正業務を行っている。また、平成13年度から稼働している地図情報システム「松阪市統合型GIS」の基図として地番検索等のデータベースとして情報共有を行っている。既存のシステム及びデータを管理していくうえで、当該業者でなければデータを交換し作成する業務を伴い、調整面等において手間と時間がかかり、作業量が増加し事務に支障をきたすため。</p>	<p>×</p>	
<p>平成30年度固定資産現地調査補助資料作成業務委託</p>	<p>平成30年 5月 11日</p>	<p>株式会社 ゼンリン 津営業所</p>	<p>2,098,440</p>	<p>2,098,440</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>・資産税現地調査に係る市内(飯南・飯高除く)の経年変化情報(家屋の新増築や土地の利用状況及び事業者名等の調査情報)を短周期で調査し、その情報を保有しているのは株式会社ゼンリンのみであるため。</p>	<p>×</p>	

<p>時点修正鑑定業務委託</p>	<p>平成30年 6月29日</p>	<p>一般社団法人 三重県不動産鑑定士協会</p>	<p>8,845,200</p>	<p>8,845,200</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>・多数ある鑑定地の現地調査、情報収集をおこなおうとすると過去からの経緯等熟知している者でなければ鑑定価格に信憑性を欠くなど評価の均衡に支障をきたす恐れがある。また、ひとりの鑑定士に委託することとなると業務量に無理が生じ期間内に鑑定をおこなうことが困難である。評価替基準年度に一般社団法人 三重県不動産鑑定士協会へ鑑定を委託しており、同じ鑑定地を引き続き委嘱予定鑑定士に鑑定してもらうことで円滑な業務が進められるため。</p>	<p>○</p>	
-------------------	--------------------	---------------------------	------------------	------------------	--	----------	--